

## 各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うため、児童扶養手当の受給等をしているひとり親等に対し、その世帯に属する高校生の通学に係る費用について、ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 児童扶養手当を受給している父、母又は父母に代わって児童を養育している者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）及び各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号。以下「条例」という。）第3条の2に規定する受給者で条例第2条第1項第3号又は第4号に該当するものをいう。
- (2) 高校生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程又は一般課程に限る。）その他市長が認めた教育施設（以下「高校等」という。）に在学する者をいう。
- (3) 公共交通機関 鉄道、路線バス（乗合旅客を運送するために路線を定期的に運行する自動車をいう。）その他市長が認めたものをいう。
- (4) 前期 当該年度の4月1日から9月30日までの期間をいう。
- (5) 後期 当該年度の10月1日から3月31日までの期間をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する高校生のひとり親等で、前期にあつては4月分、後期にあつては10月分の児童扶養手当を本市から受給しているもの及び前期にあつては4月1日、後期にあつては10月1日において条例第3条の2に規定する受給者で条例第2条第1項第3号又は第4号に該当するものとする。

(1) 高校等への通学に際して、通学定期乗車券（以下「定期券」という。）等を購入し、公共交通機関を利用する必要がある者のうち、次のいずれにも該当するもの（以下「電車・バス通学者」という。）

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

イ 高校等まで徒歩により通学するものとした場合の通学距離が、片道2キロメートル以上であること。

ウ 通学のため公共交通機関に乗車する区間の走行距離が片道2キロメートル以上であること。

(2) 高校等への通学に際して、自転車を購入し、利用する必要がある者のうち、次のいずれにも該当するもの（以下「自転車通学者」という。）

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

イ 高校等へ就学した年度であること。

ウ 高校等から自転車通学の許可を受けていること又は許可を受ける見込みがあること。

エ 通学のため自転車を利用する区間の走行距離が片道1キロメートル以上であること。

(交付対象経費)

第4条 電車・バス通学者に係る給付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、当該電車・バス通学者が定期券の購入に要する費用その他市長が必要と認める経費とし、その基準は、次に掲げるものとする。ただし、定期券等の購入に際し、他の割引制度等がある場合にあつては、交付対象経費から当該割引等による額を控除した額をもって交付対象経費とする。

(1) 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な経路及び方法によるものであること。

(2) 定期券の購入に要する費用については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

ア イに掲げる場合以外の場合 有効期間が6か月の定期券の金額

イ 使用する定期券の有効期間が1年の場合 1年の定期券の金額の2分の1の額

(3) 定期券の購入に要する費用以外の経費で市長が必要と認めるものについては、必要最小限度の実費の額により算定すること。

2 自転車通学者に係る交付対象経費は、当該自転車通学者が次の各号のいずれにも該当する自転車の購入に要した費用とする。この場合において、ヘルメット、装備品、防犯登録等に係る費用は、交付対象経費としない。

(1) 当該自転車通学者の高校等への通学のために購入されたもの

(2) 当該自転車通学者が高校等へ就学する日の属する年の1月1日以後に購入されたもの

(給付金の額等)

第5条 電車・バス通学者に係る給付金の額は、交付対象経費の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、前期及び後期について、それぞれ高校生1人当たり3万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、各務原市ふれあいバスを利用して通学する場合には、前期及び後期それぞれについて、1万5,000円分のICカード a y u c a チャージ券（様式第1号。以下「チャージ券」という。）を給付金として交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、各務原市ふれあいバスと各務原市ふれあいバス以外の公共交通機関を併用して通学する場合には、前期及び後期について、1万5,000円分のチャージ券及び各務原市ふれあいバス以外の公共交通機関に係る交付対象経費の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1万5,000円を上限とする。）を給付金として交付する。

4 自転車通学者に係る給付金の額は、交付対象経費の額とし、高校生1人当たり1万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前期にあつてはひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付申請書（前期用）（様式第2号）、後期にあつてはひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付申請書（後期用）（様式第2号の2）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、市のウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、送信する方法により行うものとする。この場合において、各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年規則第

9号) 第4条第2項ただし書の規定により、同項本文の規定による措置を要しないものとする。

3 前2項の規定による申請は、電車・バス通学者にあつては次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間内に、自転車通学者にあつては当該自転車通学者が高校等へ就学した日の属する年度の4月1日から同月末日までにおいて行うものとする。ただし、災害その他市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。

(1) 交付対象経費に係る定期券等を利用する期間が前期に属する場合 当該年度の4月1日から同月末日まで

(2) 交付対象経費に係る定期券等を利用する期間が後期に属する場合 当該年度の10月1日から同月末日まで

(給付金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による給付金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金の交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付決定通知書(様式第3号)により必要と認める申請者に通知するものとする。

3 市長は、給付金の不交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに給付金を申請者の指定する金融機関の口座に振り込み、又はチャージ券を申請者に送付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を取り消した場合は、当該給付金の全部又は一部について、返還を命ずることができる。

(給付金の交付に関する調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、給付金の交付を受けた者その他関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、転売し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の利用に係る定期券等について適用する。

附 則 (令和3年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱の規定は、令和3年度の後期に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金について適用し、令和3年度の前期に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱の規定は、令和4年度の前期以後に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金について適用し、令和3年度の後期以前に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱(次項において「新要綱」という。)の規定は、令和5年度の前期以後に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金について適用し、令和4年度の後期以前に係るひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度に限り、新要綱第3条第2号イ、第4条第2項第2号及び第6条第3項の規定の適用については、新要綱第3条第2号イ中「高校等へ就学した年度」とあるのは「高校生」と、新要綱第4条第2項第2号中「当該自転車通学者等が高校等へ就学する日の属する年の1月1日」とあるのは「令和5年1月1日(当該自転車通学者が令和4年度以前に高校等へ就学した者である場合は、令和4年1月1日)」

と、新要綱第6条第3項中「当該自転車通学者が高校等へ就学した日の属する年度の4月1日」とあるのは「令和5年4月1日」とする。

No.

各務原市長 印

年度 期分 ひとり親家庭等高校生通学支援事業

ayucaチャージ券

15,000円分

※本券の複製、譲渡、転売は禁止します。

※新規のayuca購入時のデポジットにはご利用できません。

※本券は岐阜バス各務原営業所でのみご利用できます。

（岐阜バス各務原営業所以外ではご利用できません。）

利用者氏名記載欄

有効期限

年 月 日まで

この券に関するお問い合わせ  
各務原市役所

※市長印なきものは無効

（宛先）各務原市長

ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付申請書（前期用）

各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。  
 なお、申請に当たり、児童扶養手当又は福祉医療費助成に関する情報を各務原市が利用することに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所 〒 ー 各務原市	昼間連絡可能な電話番号	ー

【高校等に通学する児童1】

フリガナ				生年月日	年 月 日		
氏名				住所 ※申請者と異なる場合のみ			
学校名			課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学年	年生	
通学に 利用する 交通機関 など	<input type="checkbox"/> 鉄道	乗車区間	～	定期券 金額	円		
	<input type="checkbox"/> 路線バス	駅名・	～		円		
	<input type="checkbox"/> ふれあいバス	停留所名	～		円		
	<input type="checkbox"/> 自転車	利用区間	～	自転車購入費	円		

【高校等に通学する児童2】

フリガナ				生年月日	年 月 日		
氏名				住所 ※申請者と異なる場合のみ			
学校名			課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学年	年生	
通学に 利用する 交通機関 など	<input type="checkbox"/> 鉄道	乗車区間	～	定期券 金額	円		
	<input type="checkbox"/> 路線バス	駅名・	～		円		
	<input type="checkbox"/> ふれあいバス	停留所名	～		円		
	<input type="checkbox"/> 自転車	利用区間	～	自転車購入費	円		

【振込先】（希望される口座に チェック  をいれてください。）

- 児童扶養手当振込口座に振込みを希望します。
- 下記の口座に振込みを希望します。（預貯金通帳の写しを添付してください。）

口座名義人（申請者）	金融機関名	支店名	種別	口座番号						
			普通 当座							

【交付決定通知書の送付】（希望される場合は チェック  をいれてください。）

- 給付金の交付が決定した場合に、交付決定通知書の送付を希望します。

（宛先）各務原市長

ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付申請書（後期用）

各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。  
 なお、申請に当たり、児童扶養手当又は福祉医療費助成に関する情報を各務原市が利用することに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所 〒 ー 各務原市	昼間連絡可能な電話番号	ー

【高校等に通学する児童1】

フリガナ				生年月日	年 月 日		
氏名				住所 ※申請者と異なる場合のみ			
学校名			課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学年	年生	
通学に 利用する 交通機関	<input type="checkbox"/> 鉄道	乗車区間	～	定期券 金額	円		
	<input type="checkbox"/> 路線バス	駅名・	～		円		
	<input type="checkbox"/> ふれあいバス	停留所名	～				

【高校等に通学する児童2】

フリガナ				生年月日	年 月 日		
氏名				住所 ※申請者と異なる場合のみ			
学校名			課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学年	年生	
通学に 利用する 交通機関	<input type="checkbox"/> 鉄道	乗車区間	～	定期券 金額	円		
	<input type="checkbox"/> 路線バス	駅名・	～		円		
	<input type="checkbox"/> ふれあいバス	停留所名	～				

【振込先】（希望される口座に チェック  をいれてください。）

- 児童扶養手当振込口座に振込みを希望します。  
 下記の口座に振込みを希望します。（預貯金通帳の写しを添付してください。）

口座名義人（申請者）	金融機関名	支店名	種別	口座番号				
			普通 当座					

【交付決定通知書の送付】（希望される場合は チェック  をいれてください。）

- 給付金の交付が決定した場合に、交付決定通知書の送付を希望します。

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度 期分ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金については、各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱第7条第1項の規定により交付することとしましたので通知します。

記

申請者氏名	
住 所	
交付金額等	

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金については、各務原市ひとり親家庭等高校生通学支援事業給付金交付要綱第7条第1項の規定により交付しないこととしましたので通知します。

記

申請者氏名	
住 所	
不交付の理由	